

伐木等業務

安全は企業の宝、
資格は一生の財産。
ライセンスで
「差」をつけよう!!

危険範囲に
人がいないか
要確認



労働安全衛生規則等の
一部が改正され、
特別教育に係る規定は
2020年8月1日から施行、
その他は2019年8月1日
からの施行です。

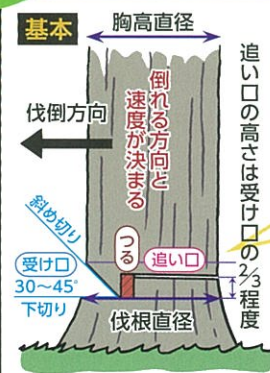
2019年8月1日から施行された規定の一部

1 服装と保護具



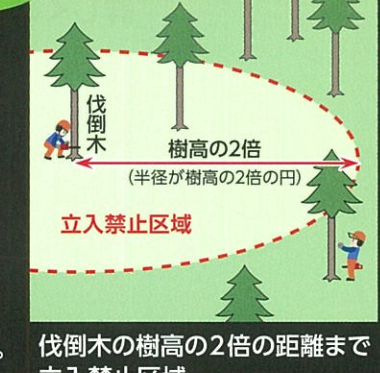
下肢の切創防止用に
防護ズボン又はチャップスを着用する。

2 伐倒方法



胸高直径が20cm
以上で受け口を作る。

3 立入禁止区域



伐倒木の樹高の2倍の距離まで
立入禁止区域。

労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社

お問い合わせは電話またはwebで!!

キャタピラー教習所

検索

技能講習・安全教育のご用命は当社まで

北海道教習センター：011-795-7022
青森教習センター：017-737-3722
宮城教習センター：0223-29-3911
埼玉教習センター：048-572-1177
東関東教習センター：04-7133-2126
静岡教習センター：054-641-7010
豊橋教習所：0532-65-5151
名古屋教習所：0567-66-0151
新潟教習センター：025-232-7611

北陸教習センター：076-258-2302
茨木教習所：072-641-1121
大阪南教習所：0725-56-6373
和歌山教習センター：073-455-3377
兵庫教習センター：0794-67-2211
岡山教習センター：086-272-0001
広島教習センター：0829-34-3011
■お近くの教習センターへどうぞ!!